

医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴・薬剤歴・薬剤情報、特定検診情報その他の必要な情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定しています。

○初診時 1点

○再診時（3カ月に1回に限り） 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

曾於医師会立病院